

## 「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集について

### 1 趣旨

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和6年法律第48号。以下「改正法」という。）の施行に伴う銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「府令」という。）等の改正に当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

### 2 期間

令和6年11月22日（金）から同年12月21日（土）まで（30日間）

### 3 改正案の主な内容

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令案
  - 装薬銃砲及び電磁石銃が発射する金属性弾丸の運動エネルギーの値の測定の方法等に係る規定
  - 猟銃の構造及び機能の基準に係る規定
  - 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第10条の5の2の帳簿に記載すべき事項の規定等を改正
- (2) 指定射撃場の指定に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案  
射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種類に係る規定を改正
- (3) 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案  
無許可で譲り受けることができる猟銃用火薬類等の数量に係る規定を改正
- (4) 猟銃の口径の長さの特例に関する規則の一部を改正する規則案  
府令第19条第2項ただし書の猟銃の口径の長さに係る規定を改正

### 4 施行期日

改正法の施行の日（令和7年3月1日を予定）とする。